

2019年度北海道サービス管理責任者研修募集要領
北海道児童発達支援管理責任者研修募集要領

特定非営利活動法人きなはれ

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 研修名称

- ・北海道サービス管理責任者基礎研修
- ・北海道サービス管理責任者更新研修
- ・北海道児童発達支援管理責任者基礎研修
- ・北海道児童発達支援管理責任者更新研修

3 実施場所 ※詳細別紙5

かでの2・7 (札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル)
 旭川勤労者福祉会館 (旭川市6条通4丁目)

4 研修期間等 (詳細は別紙5)

日程区分	研修期間 (修了期間)	分野等
第1日程	2019年8月19日(月)	更新研修 第4分野(就労) 更新研修 第2分野(地域生活:身体)
第2日程	2019年9月20日(金)	更新研修 全分野対象
第3日程	2019年10月24日(木)	更新研修 児童発達支援管理責任者研修
第4日程	2019年11月21日(木)~22日(金)	基礎研修
第5日程	2019年12月19日(木)	更新研修 児童発達支援管理責任者研修
第6日程	2020年1月27日(月)	更新研修 第1分野(介護) 更新研修 第3分野(地域生活:知的・精神)
第7日程	2020年2月25日(火)~26日(水)	基礎研修

5 研修カリキュラム

研修内容

【サービス管理責任者基礎研修】

別紙1「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する(2日間)。

【サービス管理責任者更新研修】

別紙2「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する(1日間)。
 なお、分野別に実施する講義及び演習は、障害福祉サービス事業を次表に定める分野に分類して実施することとする。

分 野		障害福祉サービス
第1分野	介護	療養介護 生活介護
第2分野	地域生活(身体)	自立訓練(機能訓練)
第3分野	地域生活 (知的・精神)	自立訓練(生活訓練) ※宿泊型訓練含む 共同生活援助(グループホーム)
第4分野	就労	就労移行支援 就労継続支援

【児童発達支援管理責任者基礎研修】

別紙3「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する(2日間)。

【児童発達支援管理責任者更新研修】

別紙4「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する(1日間)。

- 6 講師氏名、所属、専門分野、略歴、業績 ※別紙10
本研修を担当する講師は、別紙10の通りとする。
なお、やむを得ない事情により講師は変更することがある。
- 7 研修修了の認定方法・欠席の取り扱い（出欠の確認方法、成績評定方法、修了の認定方法等）
(1) 出欠の確認方法：受講日ごとに出席簿の署名（フルネーム）にて確認する
(2) 成績評定方法：試験等は行わないが、全日程の受講を行うこと。また講義・演習等を受講するにふさわしい態度、言動をとること。
(3) 修了の認定方法：受講決定後に送付する事前課題の提出及び既定の全カリキュラムを受講することを条件とする。ただし、やむを得ない事由によって講義部分の一部（2時間を上限とする）を受講できなかった場合には年度内の別日程による同講義を受講することで補講とみなすことができる。演習を欠席した場合の修了は認めない。
(4) 受講決定の取消等：受講申込者及び受講決定者が、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として不適任である行為をしていたことを確認した場合については、北海道と協議の上、受講決定の取消、又は研修修了証書を発行しない場合がある。
- 8 受講資格および定員 ※別紙5 別紙6 別紙7 別紙8 別紙9

【サービス管理責任者基礎研修】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定を含む）においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、サービス管理責任者として必要な実務経験（別紙8参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者。

【サービス管理責任者更新研修】

旧サービス管理責任者研修（2019年3月31日以前に実施されたサービス管理責任者研修）を修了した者。

旧サービス管理責任者研修修了者が今後、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事するためには2024年3月31日までに更新研修を修了する必要があります。

【児童発達支援管理責任者基礎研修】

児童福祉法に規定する北海道内の指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者であって、児童発達支援管理責任者として必要な実務経験（別紙9参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が2年以内の者。

【児童発達支援管理責任者更新研修】

旧児童発達支援管理責任者研修（2019年3月31日以前に実施された児童発達支援管理責任者研修）を修了した者。

旧児童発達支援管理責任者研修修了者が今後、児童発達支援管理責任者またはサービス管理責任者として従事するためには2024年3月31日までに更新研修を修了する必要があります。

9 募集期間、申込及び受講決定通知方法等

申込については、法人（開設予定の場合はその代表者）の推薦がある者に限る。

申込は北海道内の事業所職員に限る。

(1) 申込方法

所定申込様式をメールに添付して送信ください。

注意点>>

■メールで添付 送信先 kinahare@kind.ocn.ne.jp

・申込様式1～2 ⇒ 必要箇所に入力を頂きメールで添付ください

・メールの件名は ⇒ 第〇日程 更新研修 第〇分野 のあとに 法人名

1通のメールに1名の添付とします（複数人添付はお控えください）

- 研修受講歴欄①②の年月日・修了証書番号は必ず記載してください。
 修了証書に番号がない場合は、修了証書をFAXまたはメールにて添付してください。
 FAX番号：011-640-2778

- ※申込期限内のみ受付させていただきます。
 ※受講希望者が多数の場合は、1事業所から1名の受講とさせていただきます。
 ※申し込み多数の場合、優先順位の高い順に選考します。
 ※記載漏れがないかご確認ください。不備がありますと受付できない場合もありますので
 ご了承ください。

(2) 募集期間

日程区分	申し込み締め切り・受講可否通知日	申し込み注意点・申し込み先
第1日程 更新 4分野 2分野	2019年 6月21日(金)～ <u>2019年 7月18日(木)【必着】</u> 〈7月26日頃に受講可否を通知予定〉	・申込は申込み方法参照 ※期日必着・書類に不備がない方のみ選考の 対象とさせていただきます。
第2日程 更新 全分野	2019年 7月19日(金)～ <u>2019年 8月15日(木)【必着】</u> 〈8月23日頃に受講可否を通知予定〉	・申込みメールアドレス kinahare@kind.ocn.ne.jp
第3日程 更新 児童	2019年 8月30日(金)～ <u>2019年 9月12日(木)【必着】</u> 〈9月27日頃に受講可否を通知予定〉	・事務局 〒064-0821 札幌市中央区北1条西20丁目1-1 ラントレポー601 NPO法人きなはれ
第4日程 基礎	2019年9月20日(金)～ <u>2019年10月 3日(木)【必着】</u> 〈10月18日頃に受講可否を通知予定〉	就業・生活応援プラザ とねっと 北海道サービス管理責任者等研修 事務局
第5日程 更新 児童	2019年10月18日(金)～ <u>2019年10月31日(木)【必着】</u> 〈11月15日頃に受講可否を通知予定〉	
第6日程 更新 1分野 3分野	2019年11月29日(金)～ <u>2019年12月12日(木)【必着】</u> 〈12月27日頃に受講可否を通知予定〉	
第7日程 基礎	2019年12月20日(金)～ <u>2020年 1月 7日(火)【必着】</u> 〈1月24日頃に受講可否を通知予定〉	

- 10 受講料及び徴収方法 キャンセル規定
 基礎研修(2日間) 18,000円
 更新研修(1日間) 9,000円

- ・決定通知郵送時に案内する所定の銀行への振込による納入とする。
 納入期間は指定する締切日とする。(振込手数料は申込者の負担とする)
 銀行振込証を持って領収証とする。
 締切日を超えて振り込みが確認できない場合は、受講を取り消したものとみなす。

・キャンセル料規定

期日	
10 日前まで	全額返還（振込手数料は申込者負担）
それ以降のキャンセルは行わない。 ※ただし、やむをえない事情と認められた場合について 9 日前～3 日前のキャンセルについて	
9 日前～7 日前	キャンセル料 5000 円及び振込手数料を除いた金額を返還
6 日前～3 日前	キャンセル料半額（基礎研修：9000 円、更新研修：4,500 円）及び振込手数料を除いた金額を返還
2 日前～当日	返還は行わない

1 1 修了証書

本研修を修了した者には、修了証書を交付する。（再発行は行わない）

1 2 シラバスの掲載に関して

本研修の内容が記載されたシラバスに関しては、当法人の HP にて掲載します。

特定非営利活動法人きなはれ ホームページ

『 <http://kinahare.net/> 』

1 3 問い合わせ先

〒064-0821

札幌市中央区北 1 条西 20 丁目 1-1 ラントレボ-601

特定非営利活動法人 きなはれ

就業・生活応援プラザとねっと

北海道サービス管理責任者等研修 事務局

電話：080-9009-0347 （メールでの問合せは受付できません）

(サービス管理責任者の要件、障害福祉サービス事業所の指定に関する問い合わせ)

- 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課事業指導係
- 札幌市内・旭川市内・函館市内に関しては各市役所

(児童発達支援管理責任者の要件、障害児通所支援事業所等の指定に関するお問い合わせ先)

- 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課事業指導係
- 札幌市内に関しては札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- 旭川市内の通所支援事業所に関しては、旭川市福祉保険部指導監査課
- 函館市内の通所支援事業所に関しては、函館市保健福祉部指導監査課

振興局名	電話番号
空知総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0126-20-0109
石狩振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	011-204-5864
後志総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0136-23-1936
胆振総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0143-24-9841
日高振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0146-22-2559
渡島総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0138-47-9536
檜山振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0139-52-6654
上川総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0166-46-4982
留萌振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0164-42-8319
宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0162-33-2985
オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0152-41-0690
十勝総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0155-27-8518
釧路総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0154-43-9254
根室振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0153-23-6915

2019年度北海道サービス管理責任者研修【基礎研修カリキュラム】

		科目	内容	時間数
第1日目	サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義【7.5時間】	サービス提供の基本的な考え方（講義1）	・サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点の支援、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について理解する。	60分
		サービス提供のプロセス（講義2）	・PDCAサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
		サービス等利用計画と個別支援計画の関係（講義3）	・サービス等利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。 また、サービス等利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	90分
		サービス提供における利用者主体のアセスメント（講義4）	・サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、各サービスにおいて留意すべき視点について理解する。	150分
		個別支援計画作成のポイントと作成手順（講義5）	・個別支援計画作成におけるポイントと手順についての事例等を活用した講義を行い、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
第2日目	サービス提供プロセスの管理に関する演習【7.5時間】	個別支援計画作成（演習1）	・モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270分
		個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法（演習2）	・モデル事例を活用したグループワークにより、事業所において提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に入れながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分
合計				15時間

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式（修了証書交付）は含まれません（前後20分程度）。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

2019年度北海道サービス管理責任者研修【更新研修カリキュラム】

区分	科目	内容	時間数	
第1日目	障害福祉の動向に関する講義 【1時間】	障害者福祉施策および児童福祉施策の最新の動向 (講義1)	・障害者福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
	サービス提供の自己検証に関する演習 【5時間】	事業者としての自己検証 (演習1)	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
		サービス管理責任者としての自己検証 (演習2)	・サービス管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
		関係機関との連携 (演習3)	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、(自立支援)協議会の役割を再認識する。	90分
合 計			6時間	

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式(修了証書交付)は含まれません(前後20分程度)。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

2019年度北海道児童発達支援管理責任者研修【基礎研修カリキュラム】

		科 目	内 容	時間数
第 1 日 目	児童発達支援 管理責任者の 基本姿勢とサ ービス提供の プロセスに関 する講義 【7.5時間】	支援提供の基本的な考 え方 (講義1)	支援提供の基本的な考え方として、利用者主体の視 点の支援、自立支援の視点、エンパワメントの視点、 ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス 提供、連携の必要性等について理解する。	60分
		支援提供のプロセス (講義2)	P D C Aサイクルによる支援内容を確認すること の重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解す る。	90分
		障害児支援利用計画と 個別支援計画の関係 (講義3)	障害児支援利用計画における総合的な援助方針を 導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点 が障害児支援利用計画の総合的な援助方針である ことを認識する。 また、障害児支援利用計画が生活全体の範囲に及 び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも 事業所内支援に重点を置いた計画であることを理 解する。	90分
		支援提供における利用 者主体のアセスメント (講義4)	支援提供における利用者を主体としたアセスメン トの考え方やその手法について理解する。また、障 害種別や各ライフステージ、児童発達支援等におい て留意すべき視点について理解する。	150分
		個別支援計画作成のポ イントと作成手順 (講義5)	別支援計画の作成におけるポイントと手順につい ての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメ ントのみに陥らないように、エンパワメントの視点 やストレングスの活用について理解するとともに、作 成の手順を習得する。	60分
第 2 日 目	サービス提供 プロセスの管 理に関する演 習 【7.5時間】	個別支援計画の作成 (演習1)	モデル事例を活用したグループワークにより、障害 児支援利用計画に示される総合的な援助方針、長期 目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援 内容、担当者、連携の頻度等について検討する。そ れに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支 援計画を作成する。	270分
		個別支援計画の実施状 況の把握(モニタリン グ)及び記録方法 (演習2)	モデル事例を活用したグループワークにより、事業 者が提供している支援のモニタリングについて、障 害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、 視点・目的・手法等を理解する。	180分
合 計				15時間

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式(修了証書交付)は含まれません
(前後20分程度)。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

2019年度北海道児童発達支援管理責任者研修【更新研修カリキュラム】

区分	科目	内容	時間数
第1日目	児童福祉の動向に関する講義【1時間】	児童福祉施策の最新の動向 (講義1)	・児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。 60分
	サービス提供の自己検証に関する演習【5時間】	事業所としての自己検証 (演習1)	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。 90分
		児童発達支援管理責任者としての自己検証 (演習2)	・児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。 120分
		関係機関との連携 (演習3)	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、(自立支援)協議会の役割を再認識する。 90分
合 計			6時間

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式(修了証書交付)は含まれません(前後20分程度)。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

**2019年度北海道サービス管理責任者研修
開催日程**

日程	研修日程 研修期間（修了期間）	開催場所			
		1日目	2日目	分野等	定員
第1日程 更新	2019年8月19日（月）	かでの2・7		第4分野 就労	112名
				第2分野 地域生活 （身体）	4名
第2日程 更新	2019年9月20日（金）	旭川勤労者福祉 会館		全分野	112名
第3日程 更新	2019年10月24日（木）	かでの2・7		児童発達支援 管理責任者	112名
第4日程 基礎	2019年11月21日（木） ～11月22日（金）	かでの2・7	かでの2・7		96名
第5日程 更新	2019年12月19日（木）	かでの2・7		児童発達支援 管理責任者	112名
第6日程 更新	2020年1月27日（月）	かでの2・7		第1分野 介護	56名
				第3分野 地域生活 （知的・精神）	56名
第7日程 基礎	2020年2月25日（火） ～2月26日（水）	かでの2・7	かでの2・7		96名

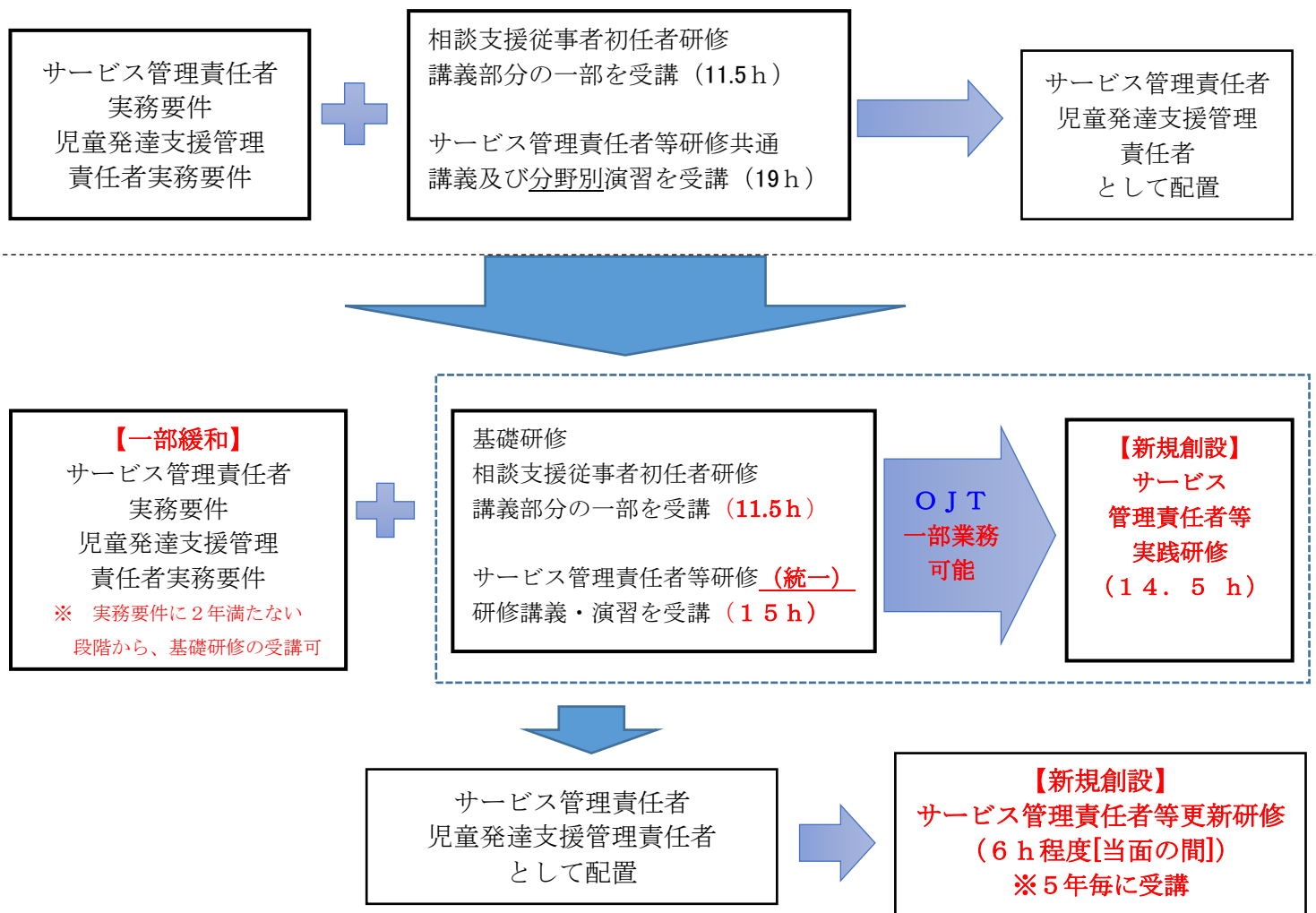
会場所在地

かでの2・7
旭川勤労者福祉会館

（札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル）
（旭川市6条通4丁目）

* 注意：受講者用の駐車場は無いため、原則として公共交通機関で来場願います。

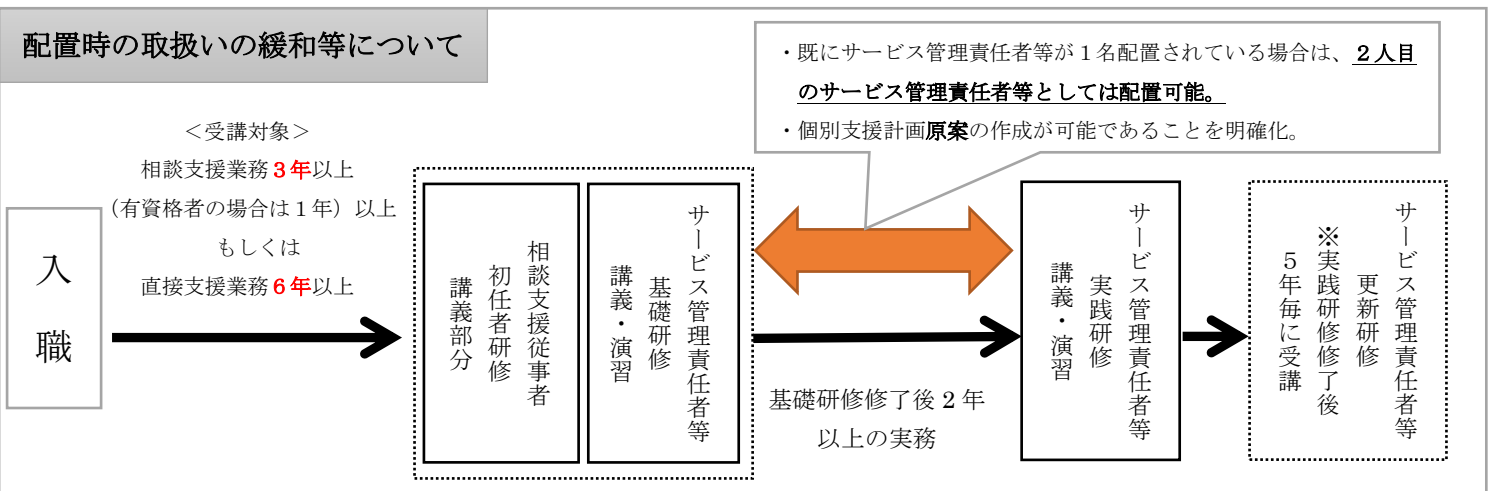
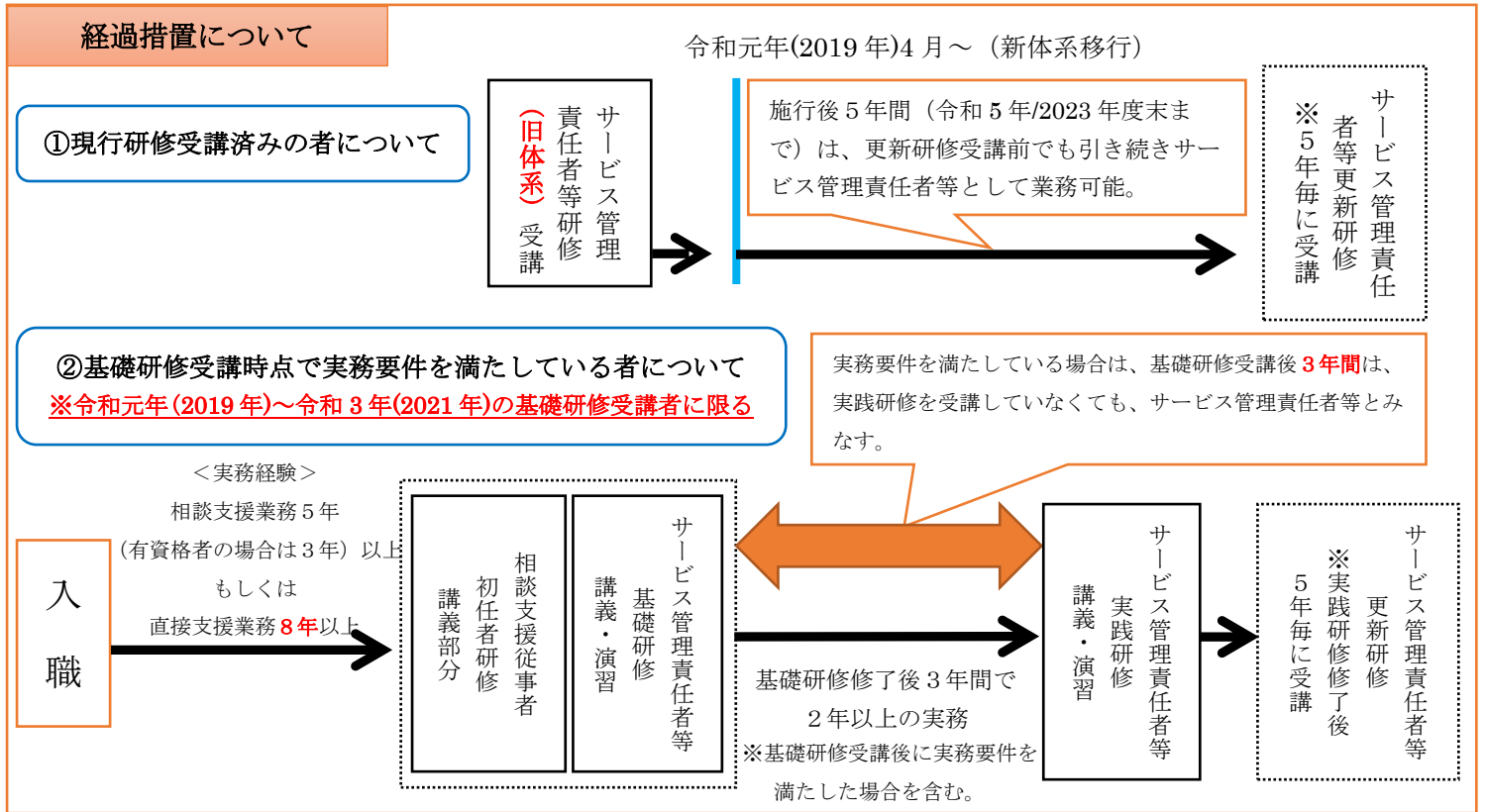
- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
 - ※ 令和元年度(2019年度)から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度(2023年度)末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
 - ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
 - ※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者の要件となる実務経験については次のとおり

- 「① 相談支援業務に従事」
→下記主にⅠ及びⅡの期間の通算で、5年以上
- 「② 直接支援業務（有資格）に従事」
→下記主にⅡ及びⅠの期間の通算で、5年以上
- 「③ 直接支援業務（資格なし）に従事」
→下記Ⅲの期間が通算で、8年以上
- 「④ 国家資格等3年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」
→下記ⅠからⅢまでの期間が通算して3年以上、かつⅣの期間の通算で、3年以上
(以下「実務経験者」という)

I

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること

又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の

日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

- ① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業
 - ・改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
 - ・改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
 - ・改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
 - ・その他これらに準ずる事業

の従事者
- ② ・児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所
 - ・身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
 - ・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設
 - ・知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
 - ・社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
 - ・発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者
- ③ ・障害者支援施設
 - ・児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設
 - ・老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
 - ・生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設
 - ・介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院、同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者
- ④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する障害者職業センター
 - ・同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者
- ⑤ ・特別支援学校
 - ・その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者
- ⑥ ・健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所

の従業者又はこれに準ずる者

(社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事)各号のいずれかに該当する者、

相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、Ⅳに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る)

Ⅱ

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・ 社会福祉法第19条第1項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、
- ・ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・ 児童福祉法第18条の4に規定する保育士、
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

- ① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害福祉サービス事業、児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

Ⅲ

Ⅱの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

Ⅳ

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験については次のとおり

「① 相談支援業務に従事」

→下記主にⅠ及びⅡの期間の通算で、5年以上かつ当該期間からⅢの期間を除いた期間が、3年以上

「② 直接支援業務（有資格）に従事」

→下記主にⅡ及びⅠの期間の通算で、5年以上かつ当該期間からⅢの期間を除いた期間が、3年以上

「③ 直接支援業務（資格なし）に従事」

→下記Ⅳの期間が通算で、8年以上かつ当該期間からⅤの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上

「④ 国家資格等5年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」

→下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの期間を通算した期間から、Ⅲ及びⅤの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつⅥの期間が通算で5年以上

(以下「実務経験者」という)

Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

- ① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業
- ・改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
- ・改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
- ・改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
- ・その他これらに準ずる事業

の従事者

- ② ・児童相談所
- ・児童福祉法第44条の2第1項に規定する児童家庭支援センター
- ・身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
- ・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設
- ・知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
- ・社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
- ・発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
- ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ③ ・障害児入所施設
- ・児童福祉法第37条に規定する乳児院
- ・児童福祉法第41条に規定する児童養護施設
- ・児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設
- ・児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害者支援施設
- ・老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
- ・生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設
- ・介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院、同法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター
- ・その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

- ④ ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 19 条第 1 項に規定する障害者職業センター
- ・ 同法第 27 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センター
- ・ その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑤ ・ 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）
- ・ その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑥ ・ 健康保険法第 63 条第 3 項に規定する病院若しくは診療所

の従業者又はこれに準ずる者

(社会福祉法第 19 条第 1 項の各号のいずれかに該当する者)

(相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、IVに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が 1 年以上の者に限る)

II

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・ 社会福祉法第 19 条第 1 項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、
- ・ 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・ 児童福祉法第 18 条の 4 に規定する保育士、
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

- ① 障害児入所施設、児童福祉法第 36 条に規定する助産施設、乳児院、同法第 38 条に規定する母子生活支援施設、同法第 39 条第 1 条に規定する保育所、同法第 39 条の 2 第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第 40 条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害児通所支援事業、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業、同条第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第 3 項に規定する子育て短期支援事業、同条第 4 項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第 5 項に規定する養育支援訪問事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第 7 項に規定する一時預かり事業、同条第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 10 項に規定する小規模保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第 12 条に規定する事業所内保育事業、同条第 13 項に規定する病児保育事業並びに同条第 14 条に規定する子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人福祉法第 5 条の 2 第 2 項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第 63 条第 3 項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第 89 条第 1 項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社、同法第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

Ⅲ

老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療育病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

Ⅳ

Ⅱの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

Ⅴ

老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療育病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

Ⅵ

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。